

新型インフルエンザ情報

VOL.10



健康成人の方もワクチン接種ができるようになりました。

新型インフルエンザワクチンは、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと」を目的として、これまで、基礎疾患のある方や妊婦、幼児、児童、生徒、65歳以上の方などを優先して、ワクチン接種を実施してまいりましたが、19歳から64歳までの健康な方などへのワクチン供給の見通しが立ったことから、2月1日より接種が開始されました。

健康成人等のうち、低所得者の方の接種費用を助成します。

町では、「生活保護を受けている世帯」「住民税の非課税世帯」に対し、これまでの優先接種対象者と同じく、健康成人の方などについてもワクチン接種費用の全額を助成します。

接種を希望される方は、保健センターで、「助成事業対象者証明書」の交付を受けてください。

助成対象者のワクチン接種、1回当たりの自己負担額

接種対象者		1回あたりの自己負担額
優先接種対象者	妊婦、基礎疾患を有する方、幼児（1歳～就学前） 小中学生に相当する年齢の方	1,000円
	1歳未満の小児の保護者、高校生に相当する年齢の方、 65歳以上の方、身体上の理由により接種できない方の保護者	1,500円
	上記のうち、「生活保護世帯」・「住民税の非課税世帯」の方	0円
追加	19歳から64歳の健康成人・1歳未満の小児（*）で、「生活保護を受けている世帯」及び「住民税の非課税世帯」の方	0円

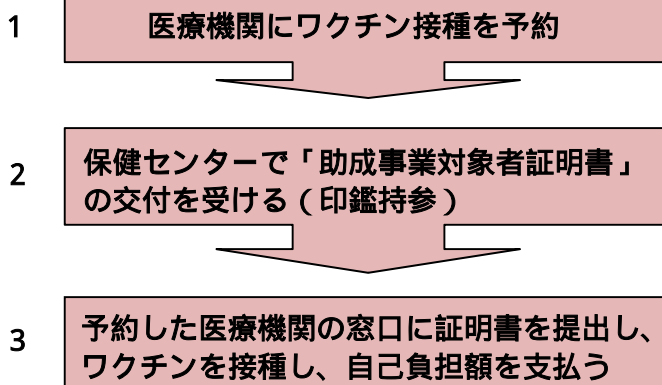
接種料金は、1回目3,600円、2回目2,550円です。

接種料金と自己負担額の差額が助成額となり、町が医療機関に支払います。

すべての「生活保護世帯」「住民税非課税世帯」の方が助成対象となりました。

* 1歳未満の小児 予防接種により免疫をつけることが難しいため、新型インフルエンザワクチンの接種は推奨されませんが、有益性とリスクを十分に考慮したうえで1歳未満の小児にワクチン接種を行うことは差し支えありません。

助成対象者でワクチン接種を希望される方は、次の順番で接種を受けてください。



注意

助成事業対象者証明書を持参せずにワクチン接種を受けると、一旦全額を医療機関にお支払いいただくこととなります。

ただし、この場合でも助成金をお支払いできます。

すでに、全額自己負担でワクチンを接種した方についても同様ですので、保健センターにお問い合わせください。

ただし助成対象とならない健康成人等は、直接医療機関に予約しワクチン接種を受けて下さい

富岡町保健センター 電話 0240-22-9013（受付時間 平日 8:30～17:15）